

令和5年6月27日
株式会社 中国銀行

相続手続必要書類の郵送手数料の新設について

中国銀行（岡山市北区丸の内一丁目15番20号 頭取 加藤 貞則）では、令和5年10月2日以降に相続手続きの受付けにあたり、必要書類を郵送により取扱う場合、「相続手続必要書類の郵送手数料」を新設することといたしましたので、お知らせします。

今後ともお客さまに満足いただけるよう、より一層のサービス向上に努めてまいりますので、変わらぬご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

「相続手続必要書類の郵送手数料」の概要

新 設 日	令和5年10月2日（月）
対 象	相続手続きの必要書類について、郵送による取扱いを希望される場合。 主に、住所地の同一県内に当行店舗がないなど、ご来店が困難な相続人や代理人さまからのお申し出がある場合を対象とします。
相続手続必要書類の 郵送手数料	2,640円（税込）
手数料の お支払い方法	原則、相続預金等の解約金から差し引き後、受け入れさせていただきます。 上記以外のお振込み等による入金をご希望の場合は、受付担当者までお問い合わせください。

以 上